

計画等の案の概要

名 称	第2次静岡県循環器病対策推進計画		
公表するもの	第2次静岡県循環器病対策推進計画（案）		
県民意見の募集	⑦	有の場合は その募集期間	令和5年12月27日(水)～令和6年1月24日(水)
	無		
担当課等名	健康福祉部医療局疾病対策課 電話番号 054-221-2921		
総合計画における位置づけ	2-1 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸 (2) 質の高い医療の持続的な提供		
審議会等の名称	静岡県循環器病対策推進協議会		
<p>1 趣旨</p> <p>健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号。以下「循環器病対策基本法」という。）第11条第1項に基づき策定している静岡県循環器病対策推進計画（令和4年3月）について、第2期循環器病対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）を踏まえて見直し、第2次静岡県循環器病対策推進計画を策定する。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>循環器病対策基本法に基づき、県民の健康寿命の更なる延伸を図るため、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実等に取り組む。</p> <p>(1) 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 ・保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実 <p>(2) 全体目標</p> <p>ア 健康寿命の延伸 他の施策とともに、平均寿命の増加分を上回るよう、健康寿命を増加させる。</p> <p>イ 循環器病の年齢調整死亡率の減少 脳卒中及び心血管疾患の年齢調整死亡率を減少させる。</p> <p>(3) 位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環器病対策基本法に基づき、国の「第2期循環器病対策推進基本計画」を基本とし、本県における循環器病対策を推進するために策定する。 ・県総合計画の分野別計画であり、「第9次静岡県保健医療計画」等と整合性を図る。 <p>(4) 計画期間 2024年度から2029年度まで（6年間）</p> <p>(5) 主な内容</p> <p>ア 分野別施策 脳卒中、心血管疾患ごとに各病期における保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実について記載</p> <p>イ 推進体制 他の疾病等に係る対策との連携、感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策 等</p>			